| | |
|---|---|
| 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）<br>電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）<br>鉄塔等の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が［不調／不能］のため、電気通信事業法第143条の15において準用する第138条第３項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。<br>記<br>1　土地の種類及び所在地<br>2　相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所<br>3　鉄塔等の位置、種類及び数<br>4　支障の除去を必要とする理由<br>5　支障の除去に必要な措置の概要及び時期<br>6　支障の除去に要する費用及びその内訳<br>7　費用の分担区分に関する意見及びその理由<br>8　協議の不調又は不能の理由<br>9　その他参考となる事項<br>注１　申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの１人を代表者とし、その旨を記載すること。<br>2　認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。<br>3　「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。<br>4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 | |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄のように改め、その標記部分に二重傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （会社に係る目的達成業務の届出）<br>**第一条**　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。<br>［一～四　略］ | （目的達成業務の届出）<br>**第一条**　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。<br>［一～四　同上］ |